

## 愛知県障害者相談支援体制整備事業(地域アドバイザー事業)受託事業者公募要領

### 1 事業目的

障害者の地域での生活を支援するため、相談支援体制の充実及び相談支援事業の円滑な実施に資することを目的とする。

### 2 募集対象事業

愛知県障害者相談支援体制整備事業実施要綱に定める地域アドバイザー業務とする。  
(事業内容は別添「地域アドバイザー委託業務」の内容を基本とする。)

### 3 応募資格

応募者は、愛知県障害者相談支援体制整備事業実施要綱5(4)のイからエの要件を満たす適任者の配置が可能な法人とする。

### 4 応募方法

#### (1) 応募期間

令和8年2月17日(火)午前9時から令和8年3月9日(月)午後5時まで

#### (2) 提出書類

- ア 企画案応募申込書(様式1)
- イ 事業実施体制(様式2)
- ウ 企画書(様式3-1及び様式3-2)
- エ 仕様書(別紙1)
- オ 事業費内訳書
- カ 事業所概要(任意様式)

#### (3) 提出方法

電子データ及び紙媒体を、両方1部ずつ提出すること。  
令和8年3月9日(月) 午後5時必着

#### (4) 応募書類の提出先

##### ○ 電子データの提出先

shogai@pref.aichi.lg.jp

##### ○ 紙媒体の提出先

〒460-8501(県庁個別郵便番号:所在地記載不要)  
愛知県福祉局福祉部障害福祉課(県庁西庁舎1階)  
電話 052-954-6292(ダイヤルイン)

### 5 応募可能提案数

複数圏域への応募を可能とする。ただし、提出書類は圏域ごとに作成すること。

## 6 委託先の選定

### (1) 選定方法

委託先の選定は、各圏域・市町村の相談支援体制の実情に応じた創意工夫を加えた活動を確保する観点から企画競争により選定することとし、県職員、相談支援スーパーバイザーで構成する企画案選定委員会で、選定する。

選定委員会において、提出のあった企画案の中から、委託事業としての適合性、効果、実現可能性等を総合的に評価の上決定する。

審査は、一次審査（書面審査）と二次審査（企画提案者によるプレゼンテーション等）の二段階とする。なお、応募状況によっては、一次審査は行わず二次審査により委託候補事業者の選定を行い、二次審査も書面審査に代えて実施する場合がある。

### (2) 選定数

障害保健福祉圏域（名古屋・尾張中部においては名古屋市を除く）ごとに各1か所

### (3) 選定委員会について（プレゼンテーション審査を実施する場合）

#### ア 日時

令和8年3月18日（水）

※時間の詳細は、参加事業者に別途連絡する。

#### イ 会場

愛知県庁西庁舎1階会議室（名古屋市中区三の丸二丁目4番1号）

#### ウ 方法

提出された企画案応募申込書を使用して、1事業者10分程度のプレゼンテーション後、質疑応答を行う。

### (4) 照会等

審査に至る過程で、必要に応じ、追加資料を請求する場合がある。また、応募内容等に不明な点がある場合、県から電話又はメールにより照会を行うことがある。

### (5) 審査基準

#### ① 現状、課題分析の的確性

- ・ 障害者相談支援体制整備事業の必要性が把握されているか。
- ・ 現状分析の視点は適切か。
- ・ 課題は現状分析を踏まえて整理されているか。

#### ② 企画内容

##### (1) 提案内容の的確性

- ・ 障害者相談支援体制整備事業の内容を理解し、課題解決のための地域アドバイザーの役割が明確にされているか。
- ・ 現状分析で提示した課題に対応した内容か。
- ・ 県委託事業としての的確な内容か。

##### (2) 効果・目標の的確性

- ・ 実施効果が期待できる内容か。
- ・ 目標達成のための過程（実施時期）は適切か。
- ・ 目標に向かっての今後の継続性・発展性が見込まれる内容か。

#### ③ 事業実施能力(従事者)

- ・ 事業を実施する能力はあるか。（過去の活動実績、実施体制）

(6) 通知

選定の結果は、障害福祉課から応募者に通知する。

7 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 委託料（予定）

次表のとおり。

	契約額（税込）
尾張中部	1,590,334 円
海部	2,295,099 円
尾張東部	2,295,099 円
尾張西部	1,590,334 円
尾張北部	2,295,099 円
知多半島	2,295,099 円
西三河北部	1,590,334 円
西三河南部東	1,590,334 円
西三河南部西	2,295,099 円
東三河北部	2,295,099 円
東三河南部	2,295,099 円

(3) 委託費の支払

委託費は、事業実施完了検査後に支払う。但し、愛知県が特別な理由があると認めた場合は、一部を概算払いする。

(4) 事業の実施

委託先として選定された場合、採用された企画書に沿って、愛知県障害者相談支援スーパーバイザーとの協議のうえ実施するものとする。

(5) 契約期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

(6) 事業実施結果報告書の提出

実施した事業の結果について、事業完了後すみやかに県の指定する別添完了報告書を作成し、県に提出する。

8 企画提案に関する質問

令和8年2月17日（火）から令和8年3月2日（月）【午後5時】までの間で質問を受けつける。質問事項の趣旨を明確にして、以下のアドレスに質問内容（任意様式）を送ること。（メールの件名は「問い合わせ（地域アドバイザー事業）」とし、本文中に団体名（法人名等）、担当者名、連絡先（電話番号及びメールアドレスを記載すること。）なお、口頭（電話含む）による質問は受け付けない。質問に対する回答は、質問のあった団体等あてにメールで回答する。

○メール：shogai@pref.aichi.lg.jp

## 9 公募説明会（任意）

応募を希望される方を対象に以下のとおり公募説明会を開催する。なお、説明会への参加は応募の必須条件ではない。

- (1) 日時 令和8年3月4日（水）午前9時30分から午前10時15分まで（予定）
- (2) 場所 愛知県自治センター 12階 E会議室（名古屋市中区三の丸2-6-1）  
又はオンライン開催
- (3) 参加申込 参加を希望する場合は、下記によりメールにて申込をすること。
  - ・申込期限：令和8年2月26日（木）午後5時
  - ・メール件名：「地域アドバイザー事業の公募説明会参加」
  - ・本文中に、団体名、参加者氏名（3名まで）、連絡先（電話番号、メールアドレス）を記載。

○メール：[shogai@pref.aichi.lg.jp](mailto:shogai@pref.aichi.lg.jp)

- (4) その他 説明会への参加希望者がいない場合は、開催しない。

## 10 スケジュール（予定）

令和8年2月17日（火）	公募開始
令和8年3月9日（月）	公募書類の提出締切
令和8年3月上旬～中旬	一次審査（書面審査）
令和8年3月18日（水）	二次審査（プレゼンテーション審査または書面審査）
令和8年4月1日（水）	委託契約締結、業務開始

## 11 その他

- (1) 応募申込書等の作成及び提出、プレゼンテーション等に必要な経費については、各応募者の負担とする。
- (2) 提出書類については返還しない。
- (3) 採用となった者の提出書類については、行政文書開示請求があった場合は開示する。また、不採用となった者の提出書類については、企画提案者の意見を踏まえた上で愛知県が判断する。
- (4) この事業は令和8年度愛知県一般会計予算の成立を前提に公募を行うものである。

## 地域アドバイザー委託業務

区 分	内 容
1 市町村自立支援協議会の充実・強化に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村自立支援協議会の運営支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 圏域内の自立支援協議会（以下「協議会」という。）本会議（全体会）に参画                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の情報や課題の集約、整理、分析</li> <li>・ 協議会検討事項の検証とフォロー</li> <li>・ サービス事業所の評価</li> </ul> </li> <li>(2) 専門部会の支援                   <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の实情に応じて専門部会を設定するとともに、社会資源の改善、開発につなげるよう運営を支援</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
2 広域的な課題の解決に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域的課題の解決に向けた支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 圏域会議の活性化                   <ul style="list-style-type: none"> <li>圏域内の相談支援体制等に関する課題や情報の共有、課題の解決に向けた検討を行うため、県福祉相談センターが設置する圏域会議に参画し、圏域会議の活性化のため次の事項について検討を行う                       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議会の運営に関すること</li> <li>・ 圏域に係る障害福祉計画の策定、進捗管理に関すること</li> <li>・ 市町村域をまたぐ課題に関すること</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(2) 市町村域をまたぐケースカンファレンスの開催支援</li> <li>(3) 圏域内協議会における検討課題の整理と県障害者自立支援協議会への報告</li> <li>(4) 精神科病院長期入院者の地域生活移行を支援する相談支援体制整備に対する助言</li> <li>(5) 施設入所者の地域生活移行を支援する相談支援体制整備に対する助言</li> </ul> </li> <li>○ 関係機関の連携強化等を目的とした地域ネットワークの構築</li> </ul>
3 相談支援事業者等のスキルアップに向けた指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談支援従事者スキルアップ研修の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 専門的内容の研修、圏域に共通の課題に対して研修を実施する</li> </ul> </li> <li>○ 都道府県地域生活支援事業「サービス・相談支援者、指導者養成研修」講師人材の発掘及び派遣に係る協力</li> </ul>
4 社会資源の点検・開発に関する援助、事業評価への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会資源の開発、評価               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 圏域におけるサービス事業所設置に向けた支援の実施</li> <li>(2) 圏域内相談支援機関の業務評価実施のための支援の実施</li> <li>(3) 資源開発のための当事者活動の支援</li> <li>(4) グループホーム整備・運営支援制度に係るグループホーム支援の実施</li> <li>(5) 地域連携推進会議の実施・運営に関する支援の実施</li> </ul> </li> </ul>
5 アドバイザー会議等への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域アドバイザー会議等への参加</li> <li>○ 県障害者自立支援協議会への出席</li> </ul>
6 重点取組事項（基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備や機能充実に向けた働きかけ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基幹相談支援センター（基幹的役割を担う相談支援事業所を含む）の設置や機能の充実に向けた働きかけの実施</li> <li>○ 地域生活支援拠点等の整備や検証、機能の充実に向けた働きかけの実施</li> <li>○ 地域生活支援拠点等や児童発達支援センターの設置に向けた圏域単位での検討の場の設置（未設置の場合に限る）</li> </ul>
7 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企画提案内容の進行管理と実績評価の実施</li> <li>○ その他上記業務に関連、付随する業務</li> </ul>